

## 総会に係る方針案

- ・総会の開催時期について、2～3月、6月、10月に原則として対面（オンライン併用）の総会を開催することとする。  
※2～3月の総会について、期間は1日の開催とする。
- ・このほか、緊急時等の会長が認めた場合に限りフルオンライン又はメール審議により総会を開催することができるこことする。なお、緊急時は迅速なメール審議を行うことができるようとする。
- ・総会の招集要件として、(一定数)の会員が、議案を示して総会の招集を会長に求めることとする。
- ・議案の提出についても同様に、(一定数)の会員により議案を提出できることとする。

→人数要件：

- ・250名の10分の1である25名
- ・現行要件と同数の30名
- ・現行要件30名の会員に占める割合（7分の1）と同等の35名（会員が250名の場合）

## 会長・副会長に係る方針案

- ・副会長は引き続き3名とし、その他に会員のうちから会長が任命する会長補佐（仮称）を若干名置くことができることとする。
- ・会長補佐の業務としては、広報等を想定。機動的に設置できるようするため、規定上は、職務を明示しない。
- ・現行の副会長の職務規定において、財務などを明確化する。

<イメージ>

（副会長の職務）

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の財務等の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること